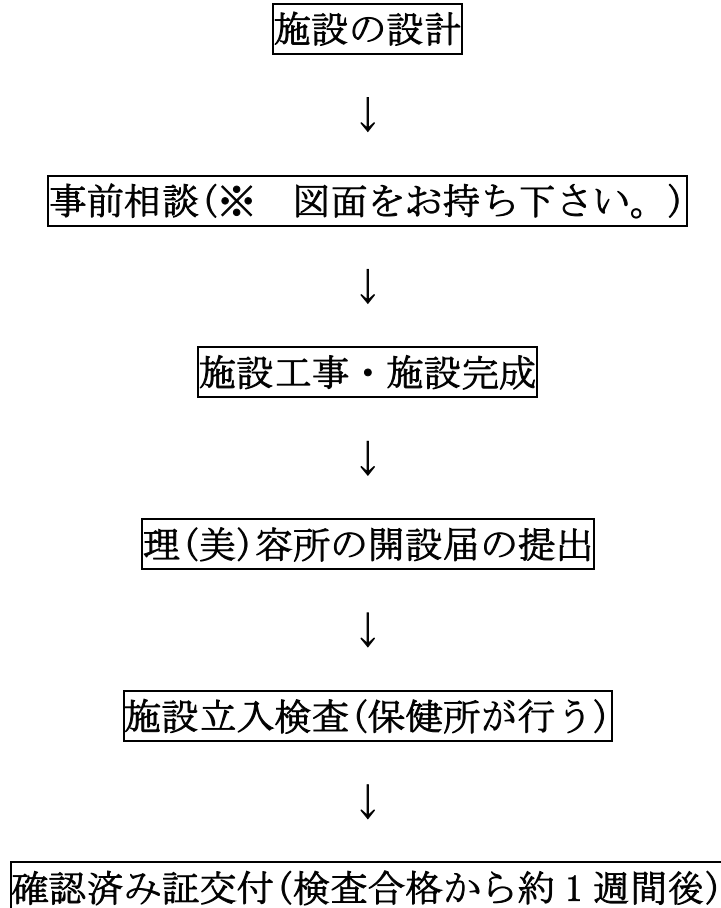


理美容所の開設の手引き (R8. 4. 1)

手続きの流れ



大分県内(大分市を除く)で理(美)容所を経営するためには、理(美)容師法と大分県の条例に定められた構造基準に適合した施設を準備して、事前に所定の様式(細2・第1号様式)により保健所長に理(美)容所開設届を提出し、大分県知事の確認を受ける必要があります。

※注 構造基準に適合していない場合は、開設の確認を受けることができない場合があります。施設を新しくつくる場合は、設計段階から相談することをお勧めします。

(参考)

理(美)容所を開設しようとする者は、事前に所定の様式により保健所長に開設の届出を行い、その届出に基づいて実施される検査確認を受け確認済み証が交付された後でなければ、その施設を使用することができない。

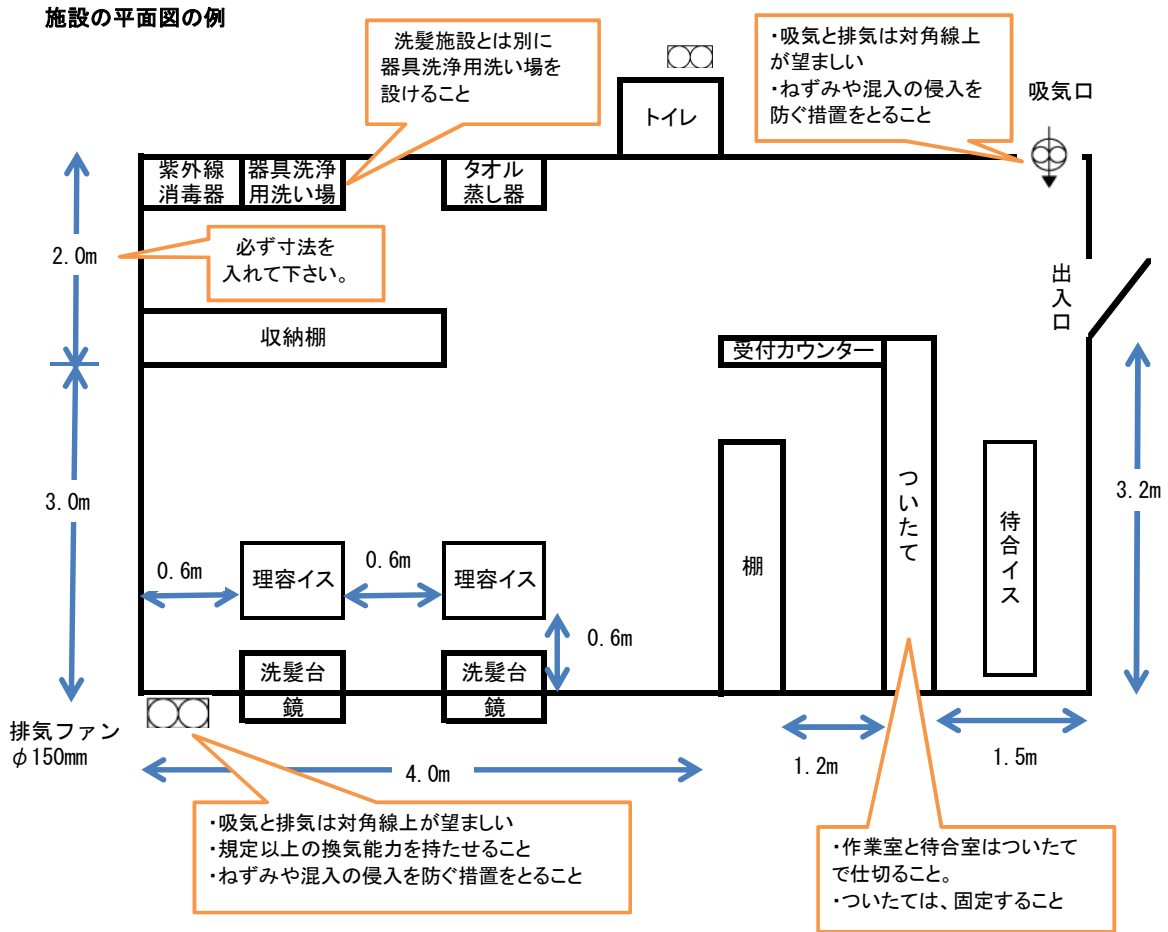
(理・法11の2、美・法12)

所長	健康安全企画課長	衛生課長	班総括	班員	起案者
伺					
指令 第 号					
本届出のあった構造設備については、理容師法第12条の規定による措置を講ずるに適することを確認します。					
年 月 日					
<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 住民票や運転免許証に書いてあるとおりに記入してください。 (※ 住民票に「1丁目10番42号」と記載されているときは、1-10-42と省略して記入しないこと！) </div>					
第1号様式(第2条関係)					
理 容 所 開 設 届					
令和5年 12月 13日					
大分県知事 殿					
住所 大分県中津市中央町1丁目10番42号					
開設者 氏名 盛野 隅三					
<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 開設者と連絡が取れる番号を記入。お店の電話番号は裏面に記入 </div>					
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕					
電話番号 (0979) 22 - 2210					
下記のとおりに理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。					
記					
理容所の名称	Barber JJJ				
理容所の所在地	大分県中津市中央町1丁目10番42号				
管理理容師	氏 名	盛野 隅三			
	住 所	大分県中津市中央町1丁目10番42号			
	免許(登録)番号	第〇〇〇号			
	修了番号	第△△号			
理容師の氏名及び免許証(免許証明書)番号並びにその他の従業者の氏名	氏 名	免許(登録)番号	氏 名	免許(登録)番号	
	皆本 静佳	第×××号			
	合田 巨子				
開設予定年月日	令和2年 7月 31日				
同一の場所で現に美容所を開設している場合	美容所の名称				決裁年月日
同一の場所で美容所を開設するため届出をしている場合(同時に届出を行う場合を含む。)	当該美容所の開設年月日	年 月 日			年 月 日
添付書類					廃止年月日
1 理容師については、理容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書					年 月 日
2 管理理容師については、理容師法第11条の4第2項の規定に該当することを証する書類					
3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)					
4 理容所の位置及び構造設備の概要を示す図面					
5 理容師免許証(免許証明書)の写し					
※太枠内のみ記入					

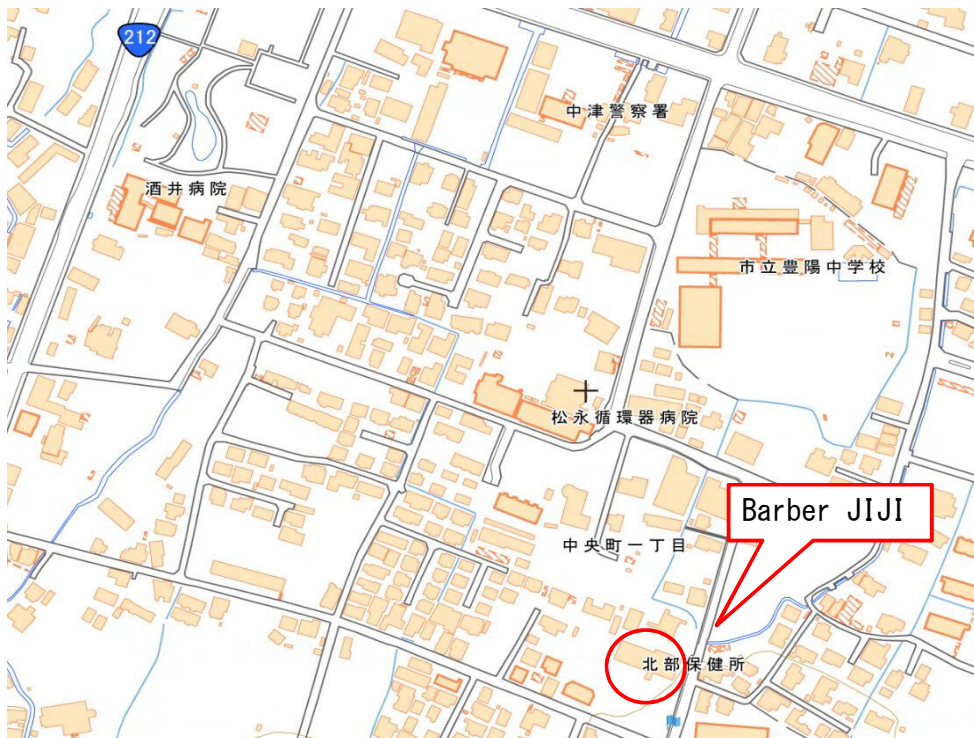
開設届記載例

※施設付近の略図		※施設の平面図(区画毎に長さをメートルで記入してください)					
別紙に作成の上、添付		別紙に作成の上、添付					
		記入してください。					
区 分	保健所 確認欄	記入してください。 状 況					
面 積 等	面 積	待合室面積	作業室面積	理容イスの 数	イスとイス の間隔	イスと壁 の間隔	天井の高さ
		4.8㎡	20㎡	2台	60cm	60cm	270cm
区 画	隔壁等により、外部や住居等と完全に区分している。						
記入してください。	作業室及び客の待合所を設けており、作業室と待合所の間は、固定された(ついたて)で区画している。						
防 虫 、 防 そ	防虫設備及び防そ設備が設けられている。						
床 及 び 腰 板	床及び腰板は(タイル)張で、清掃しやすい構造である。						
洗 場	手指、器具等洗浄のための流水式設備がある。(1) 台						
洗 髪 設 備	洗髪のための流水式設備がある。(1) 台						
毛 髪 箱 等	ふた付の毛髪箱、汚物箱がある。						
採 光 、 照 明	作業面照度は100ルクス以上ある。						
消 毒 設 備 等	紫外線消毒器 1 台 ← その他(消毒用エタノール)						
換 気	未消毒、既消毒物品を区別して収納できる容器がある。						
便 所	① { 給気:換気扇(径 15 cm) ② その他() 排気:換気扇(径 15 cm)						
器 具 等	客の利用しやすい場所に便所があり、清潔が保持されている。						
作 業 衣	流水式手洗設備 2 個 記入してください。						
器 具 等	器具、白布、タオルは作業に支障のない数があり、清潔である。						
作 業 衣	作業衣及び作業に使用する布片は、白又は淡い色調のものである。						
顔 面 措 置	顔そり用の石けんは、粉末又は液状のものを客一人ごと取り替えるようになっており、顔面作業の際に使用するマスクがある。						
消 毒 方 法	かみそり及び血液が付着したもの(疑い含む) 煮沸・エタノール・次亜塩素酸ナトリウム						
消 毒 方 法	上記以外の器具 紫外線・煮沸・湿熱接触・エタノール・次亜塩素酸ナトリウム 逆性セッケン・グルコン酸クロルヘキシジン・両性界面活性剤						
施設電話番号	0979-22-2210		FAX、E-mail FAX:0979-22-2210、E-mail:a12098@pref.oita.lg.jp				
開設届書類について	支障あり・支障なし						
理容師について	有資格者数 名		記入してください。				
管理理容師氏名							
建物の様式	造	階建	(施設は 階 にある)				
調査(年	月	日)	1 基準に合致		2 不適	
意見等							
年	月	日	環境衛生監視員			㊟	
その他の事項	行政処分						

施設の平面図の例



施設付近の略図の例



理容所の構造基準等について

【構造基準】

基準		基準の設定理由												
1	理容所は、 <u>隔壁等により、外部や住居等と完全に区分すること。</u>	理容所の衛生保持												
2	理容所には、 <u>作業室と客の待合所を設けること。</u>													
3	<u>待合所は、「固定されたついたて等」で作業室と区画すること。</u>	待合所で待機する客の安全確保												
4	<u>待合所の床面積は、2 m²以上であること。</u>													
5	<u>作業室及び待合所の天井の高さは、床面から2.1m以上とすること。</u>													
6	<p><u>作業室の床面積は、理容いすが 2 台以下の場合には 13 m²以上あること。</u> <u>2 台を越える場合は 1 台増すごとに 4 m²を加えた面積以上とすること。</u></p> <p>面積 $A = 13$ $N \leq 2$ 面積 $A = 13 + 4(N-2)$ $N > 2$ (N= 理容いすの台数)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>いすの台数</th> <th>床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2台</td> <td>13m²以上</td> </tr> <tr> <td>3台</td> <td>17m²以上</td> </tr> <tr> <td>4台</td> <td>21m²以上</td> </tr> <tr> <td>5台</td> <td>25m²以上</td> </tr> <tr> <td>6台</td> <td>29m²以上</td> </tr> </tbody> </table>	いすの台数	床面積	1～2台	13m ² 以上	3台	17m ² 以上	4台	21m ² 以上	5台	25m ² 以上	6台	29m ² 以上	<p>作業スペースの確保</p> <p>※1 面積は内寸で算出したもの</p> <p>※2 洗髪専用のいすは含めない</p>
いすの台数	床面積													
1～2台	13m ² 以上													
3台	17m ² 以上													
4台	21m ² 以上													
5台	25m ² 以上													
6台	29m ² 以上													
7	<u>床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等の不浸透性材料を使用すること。</u>	理容所内の腐食防止												
8	<u>作業室には、手指、器具等の洗浄のための流水式の設備を設けること。</u>	作業者及び器具の清潔保持												
9	<u>洗髪のための流水式の設備を設けること。</u> (※ 器具洗浄と洗髪用の兼用不可)	清潔保持												
10	<u>理容いす(※ シャンプーいすを含む。以下同じ。)</u> <u>相互の間隔は0.6m以上であること。</u>	作業スペースの確保												
11	<u>理容いすと壁との間隔は0.6m以上であること。</u>													
12	理容所には、防虫設備及び防そ設備を設けること。	衛生害虫等の侵入防止												
13	客の利用しやすい場所に便所があること。 理容所内に便所を設ける場合は常に清潔に保つこと。													
14	作業面の照度が 100 ルクス以上であること。	施術中の事故防止												

基準		基準の設定理由
15	<p>理容所の規模に応じた性能を有する換気装置を設けること。</p> <p>(1) 以下の能力を満たす機械換気装置を1つ以上設置すること。</p> <p>1時間あたりの換気能力 \geq (定員数) \times 6.5m³ + (燃焼設備から排出される二酸化炭素の量m³)</p> <p>※ 定員数 = (理容所の従業員数) + (理容いすの数) + (待合室面積)</p> <p>(2) 吸気口と排気口を設け、空気の滞留を防ぐように配置すること。 (例) 吸気口と排気口を施設の対角線上に設ける方法 壁、衝立、パネル等の区画で室内の気流を誘導する方法など</p>	<p>理容所内のCO₂濃度を5,000ppm以下に保持する</p>

【その他衛生に関する基準】

基準		基準の設定理由
1	器具・作業衣等を消毒済みと未消毒に区別して収納できる容器を備えること。	器具、作業着の清潔保持
2	ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。	廃棄物等の飛散による汚染防止

【作業に関する基準】

基準		基準の設定理由
1	皮膚に接する布片は、客一人ごとにこれを取りかえること。皮膚に接する器具は、客一人ごとにこれを消毒 すること。	清潔保持 感染症の予防
2	理容師の 手指は、常に清潔に保ち、客一人ごとに石けんで洗う こと。	清潔保持
3	作業中は、清潔な作業衣を着用し、かつ、顔面作業の際はマスクを使用すること。	感染症の予防
4	作業衣及び作業に使用する布片(以下「作業衣等」という。)は、白色又は淡い色調で汚れが目立ちやすいものを使用すること。	
5	顔そり用石けんは、粉末又は液状のものを使用し、客一人ごとに取り替えること。	感染症の予防
6	皮膚等に悪影響を及ぼすおそれのある化粧品等を使用しないこと。	健康被害発生の未然防止
7	器具及び作業衣等の消毒薬は、適切な方法で保存し、使用の際は随時取り替えること。	感染症の予防

美容所の構造基準等について

【構造基準】

基準		基準の設定理由												
1	美容所は、 <u>隔壁等により、外部や住居等と完全に区分すること。</u>	美容所の衛生保持												
2	美容所には、 <u>作業室と客の待合所を設けること。</u>													
3	<u>待合所は、「固定されたついたて等」で作業室と区画すること。</u>	待合所で待機する客の安全確保												
4	<u>待合所の床面積は、2㎡以上であること。</u>													
5	<u>作業室及び待合所の天井の高さは、床面から2.1m以上とすること。</u>													
6	<p><u>作業室の床面積は、美容いすが4台以下の場合には13㎡以上あること。</u> <u>4台を越える場合は1台増すごとに3㎡を加えた面積以上とすること。</u></p> <p>面積 $A = 13$ $N \leq 4$ 面積 $A = 13 + 3(N-4)$ $N > 4$ (N= 美容いすの台数)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>いすの台数</th> <th>床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4台</td> <td>13㎡以上</td> </tr> <tr> <td>5台</td> <td>16㎡以上</td> </tr> <tr> <td>6台</td> <td>19㎡以上</td> </tr> <tr> <td>7台</td> <td>22㎡以上</td> </tr> <tr> <td>8台</td> <td>25㎡以上</td> </tr> </tbody> </table>	いすの台数	床面積	1～4台	13㎡以上	5台	16㎡以上	6台	19㎡以上	7台	22㎡以上	8台	25㎡以上	<p>作業スペースの確保</p> <p>※1 面積は内寸で算出したもの</p> <p>※2 洗髪専用のいすは含めない</p>
いすの台数	床面積													
1～4台	13㎡以上													
5台	16㎡以上													
6台	19㎡以上													
7台	22㎡以上													
8台	25㎡以上													
7	<u>床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等の不浸透性材料を使用すること。</u>	美容所内の腐食防止												
8	<u>作業室には、手指、器具等の洗浄のための流水式の設備を設けること。</u>	作業者及び器具の清潔保持												
9	<u>洗髪のための流水式の設備を設けること。</u> (※ 器具洗浄と洗髪用の兼用不可)	清潔保持												
10	<u>セットいす、ドライヤーいすその他美容作業に使用するいす(※ シャンプーいす、ベッドを含む。以下同じ)の相互の間隔は0.6m以上であること</u>	作業スペースの確保												
11	<u>いすと壁との間隔は0.6m以上であること。</u>													
12	美容所には、防虫設備及び防そ設備を設けること。	衛生害虫等の侵入防止												
13	客の利用しやすい場所に便所があること。 美容所内に便所を設ける場合は常に清潔に保つこと。													

基準		基準の設定理由
14	作業面の照度が100ルクス以上であること。	施術中の事故防止
15	<p><u>美容所の規模に応じた性能を有する換気装置を設けること。</u></p> <p>(1) <u>以下の能力を満たす機械換気装置を1つ以上設置すること。</u></p> <p>1時間あたりの換気能力 \geq (定員数) \times 6.5m³ + (燃焼設備から排出される二酸化炭素の量m³)</p> <p><u>※ 定員数 = (美容所の従業員数)</u> <u>+ (美容いすの数) + (待合室面積)</u></p> <p>(2) <u>吸気口と排気口を設け、空気の滞留を防ぐように配置すること。</u></p> <p>(例) 吸気口と排気口を施設の対角線上に設ける方法 壁、衝立、パネル等の区画で室内の気流を誘導する方法など</p>	美容所内のCO ₂ 濃度を5000ppm以下に保持するため

【その他衛生に関する基準】

基準		基準の設定理由
1	器具・作業衣等を消毒済みと未消毒に区別して収納できる容器を備えること。	器具、作業着の清潔保持
2	ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。	廃棄物等の飛散による汚染防止

【作業に関する基準】

基準		基準の設定理由
1	<u>皮膚に接する布片は、客1人ごとにこれを取りかえること。皮膚に接する器具は、客1人ごとにこれを消毒すること。</u>	清潔保持 感染症の予防
2	美容師の <u>手指は、常に清潔に保ち、客1人ごとに石けんで洗うこと。</u>	清潔保持
3	作業中は、清潔な作業衣を着用し、かつ、顔面作業の際はマスクを使用すること。	感染症の予防
4	作業衣及び作業に使用する布片(以下「作業衣等」という。)は、白色又は淡い色調で汚れが目立ちやすいものを使用すること。	
5	皮膚等に悪影響を及ぼすおそれのある化粧品等を使用しないこと。	健康被害発生の未然防止
6	器具及び作業衣等の消毒薬は、適切な方法で保存し、使用の際は随時取り替えること。	感染症の予防

開設確認を受けた後の手続き等

【変更届出書の提出】

開設届に記載した内容を変更する場合は、保健所あてに「理(美)容所変更届出書(第2号様式)」を提出しなければなりません。

以下の事項を変更した場合は、速やかに変更届出書(第2号様式)を提出してください。

届出の対象となる事項	変更の内容等	備考
理容所・美容所の名称	お店の名前を変更したとき	
開設者の氏名、法人の名称、住所、法人の場合、代表者氏名	<p>【個人の場合】 氏名、住所 (※ 氏名については、婚姻等により姓が変わった場合)</p> <p>【法人の場合】 名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地</p>	<p>開設者が変わる場合は、<u>「地位承継届」又は「新規の開設届」</u>が必要です。</p> <p>変更内容が確認できる書類(個人の場合、運転免許証の呈示、法人の場合は登記事項証明書の添付)をお願いします。</p>
理容所・美容所の所在地	町名変更、境界の変更等により住所が変更される場合に限りです。	理容所・美容所の移転を移転させる場合は、<u>新規の開設届</u>が必要です。
管理理容師、管理美容師	管理理容師・管理美容師を変更したとき。 (※ <u>氏名と住所の変更も対象です。</u>)	管理理容師・管理美容師資格認定講習会修了証書の写し(又は修了証明書の写し)を添付してください。
理容師・美容師	理容師・美容師の採用、退職	新たに理容師・美容師を採用した場合は、「理容師免許証・美容師免許証の写し」「医師の診断書」を添付
従業員の変更	理容師・美容師以外の従業員を採用、退職	

※ 理容師・美容師の方が、本籍地都道府県・国籍・氏名・性別を変更した場合は、30日以内に理容師名簿・美容師名簿の訂正の申請が必要です。

【理容師・美容師免許の書換えの問い合わせ先】

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

TEL : 03-5579-6878

URL : <http://www.sb.rbc.or.jp/>

【変更届出書の提出】

以下の事項を変更する場合は、事前に保健所に相談してから、変更届出書(第2号様式)を提出してください。

届出の対象となる事項	変更の内容等	備考
理容所・美容所の構造設備	増築・改築を行う場合や、椅子等の配置を変更する場合 ※ 大規模な増築・改築を行う場合は、新たに開設届の提出が必要になることがあります。	<u>変更の内容が分かる図面等を用意して、事前に保健所に相談してください。</u>

【廃止届出書の提出】

理容所・美容所を廃止したら、廃止届出書を提出してください。

届出の対象となる事項	届出のタイミング	届出書の様式
理容所・美容所の廃止	理容所・美容所をやめるとき	廃止届 (第3号様式)

【感染症に関する届出の提出】

理容所・美容所に勤務している理容師・美容師が、結核又は感染性の皮膚疾患にかかった場合には、直ちにその旨を北部保健所に届出して、その指示に従ってください。

(※ 様式を定めていませんので、任意の様式で届出書を提出してください。)

【承継の提出】

開設者が死亡して相続を行う場合は、承継の届出が必要になります。
承継の届出の詳細については、保健所の担当者にお尋ねください。

【出張理容・出張美容の実施】

出張理容・出張美容行為を行うときは、事前に「(理容・美容)出張業務届出書」を提出してください。

届出の対象となる事項	届出のタイミング	届出書の様式
出張理容・出張美容の実施	出張理容・出張美容を行おうとするとき(※ 事前の届出です。)	別記様式第1号 (理容・美容) 出張業務届出書

参考：器具等の消毒方法

消毒前に、流水でこすり洗いをして、汚れを洗い落とすことが大事です。

1 かみそり(専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く。)及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る消毒方法

	消毒の方法	注意点
1	沸騰後 2 分間以上煮沸する方法	
2	エタノール水溶液 (76.9%以上 81.4%以下である水溶液、以下同じ)中に 10 分間以上浸す方法	汚れや蒸発の程度により、適宜、水溶液を取り替えてください。
3	次亜塩素酸ナトリウムが 0.1%以上である水溶液中に 10 分間以上浸す方法	(1) 金属器具や繊維製品を腐食させるので、必要以上に長時間浸さないようにしてください。 (2) 消毒液が直接皮膚に触れないように注意してください。 (3) 消毒液を毎日取り替えてください

2 かみそり(専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く)及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるもの以外に係る消毒

	消毒の方法	備考
1	20 分間以上、1m ² 当たり 85 マイクロワット以上の紫外線を照射する方法	(1) 一般的には、2,000～3,000 時間で紫外線灯の取替えが必要です。 (2) 陰になる部分は、位置や角度を変えて、照射してください。
2	沸騰後、2 分間以上煮沸する方法	
3	10 分間以上、摂氏 80 度を超える湿熱に触れさせる方法	
4	エタノール水溶液中に 10 分間以上浸す方法	
	エタノール水溶液を含ませた綿・ガーゼで器具の表面をふく方法	
5	次亜塩素酸ナトリウムが 0.01%以上の水溶液中に 10 分間以上浸す方法	上記の 3 に記載されている注意点と同じです。
6	逆性石ケンが 0.1%以上である水溶液中に 10 分間以上浸す方法	消毒液は、毎日取り替えてください。
7	グルコン酸クロルヘキシジンが 0.05%以上である水溶液中に 10 分間以上浸す方法	
8	両性界面活性剤が 0.1%以上である水溶液中に十分間以上浸す方法	